

2020年5月1日

令和元年改正会社法の概要および電子提供制度・議案要領通知請求権について

矢吹法律事務所
弁護士 北郷 元基

1 令和元年改正会社法の概要

会社法改正案が2019年12月4日に参議院本会議で可決され、改正会社法(以下、「改正法」という。)が成立した。改正法の施行日は、原則として公布日である2019年12月11日から起算して1年6か月を超えない範囲内において政令で定める日とされている(改正法附則1条本文)。ただし、株主総会資料の電子提供制度等に関する規定は、公布日から起算して3年6か月を超えない範囲内において政令で定める日から施行されるものとされている。

改正の主要な部分の概要は以下の通りである。

(1) 株主総会に関する規律の見直し

まず、①株主総会資料の電子提供制度が創設された。株主総会資料は、現行法上は書面で提供することが原則である。しかし、本改正により、株主総会資料を会社のホームページ等のウェブサイトに掲載し、株主に対し当該ウェブサイトのアドレス等を書面で通知することにより、株主に株主総会資料を提供することが可能となった(改正法325条の2ないし5)。

次に、②株主が同一の株主総会で議案要領通知請求権(会社法305条1項)に基づき提案できる議案の数が10まで制限された(改正法305条4項および5項)。これに対し、現行法では、株主は議案要領通知請求権に基づき、膨大な数の議案を提案することが可能であった。

(2) 取締役等に関する規律の見直し

また、取締役の報酬等について、③監査役会設置会社(公開会社かつ大会社であるものに限る)のうち有価証券報告書を提出しなければならない会社および監査等委員会設置会社の取締役会は、取締役の個人別の報酬の内容が定款や株主総会により決定された場合を除いて(改正法361条7項但書)、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針を決定しなければならないとされた(改正法361条7項本文)。

次に、④役員等の責任を追及する訴え等が提起された場合等に、会社が役員等の被った賠償金や費用を補償する会社補償についての規定(改正法430条の

2) や、いわゆる D&O 保険に係る契約を締結するための手続等に関する規定（改正法 430 条の 3）が整備された。

また、⑤会社と取締役の利益が相反する状況にある場合等において、当該会社は、そのつど、取締役会の決議によって、当該会社の業務の執行を社外取締役に委託することができるとする規定が設けられた（改正法 327 条の 2）。

更に、⑥監査役会設置会社（公開会社かつ大会社であるものに限る）のうち、その発行する株式について有価証券報告書を提出しなければならない会社は、社外取締役に置かなければならないとされた（改正法 327 条の 2）。

(3) その他

⑦社債を発行する際に各社債の金額が 1 億円以上である場合等には、会社は社債の管理の補助を社債管理補助者に委託することができるとする社債管理補助者制度が新たに設けられた（改正法 714 条 2 ないし 7 および 702 条但書）。

また、⑧株式交付制度が新たに設けられた（改正法 2 条 32 号の 2 等）。これにより買収会社は、対象会社を完全子会社とすることを予定していない場合であっても、対象会社の株主に対して買収の対価として買収会社の株式を交付し、対象会社の株式を譲り受けることが可能となった。

2 株主総会資料の電子提供制度について

(1) 書面交付請求制度

改正法における電子提供制度が施行されれば、取締役は、株主総会資料を会社のホームページ等のウェブサイトに掲載し、株主に対し当該ウェブサイトのアドレス等を書面で通知することにより、株主に株主総会資料を提供することが可能となる（改正会社法 325 条の 2 および 3）。一方で、株主の中にはインターネットを利用することが困難な株主も存在すると考えられる。こうした株主が会社のウェブサイトにアクセスし、株主総会資料を閲覧することは困難と思料されるところ、当該株主の利益を保護する必要がある。このような趣旨で、電子提供措置に関する定款の定めがある株式会社の株主は、当該株式会社に対し、電子提供措置事項を記載した書面の交付を請求することができることとされた（改正法 325 条の 5）。

(2) 議決権行使書面の送付について

改正法下では、振替株式を発行する会社は、電子提供措置をとる旨を定款で定めなければならないとされている（整備法による改正振替法 159 条の 2 第 1 項）。そのため上場会社は、電子提供制度の導入後には、議決権交付書面の記載事項を含め、原則として電子提供措置を取る事となる（改正法 325 条の 3 第 1

項2号)。ただし例外として、取締役が株主総会の招集通知に際して株主に対し議決権行使書面を交付するときは、議決権行使書面の記載事項に係る情報については、電子提供措置を取ることを要しないものとされている（改正法325条の3第2項）。従って、上場会社としては、議決権行使書面の記載事項に係る情報について、電子提供措置を取るべきか、それとも議決権行使書面を株主に交付すべきかが問題となる。

会社法施行規則66条1項5号は、議決権行使書面には「株主の氏名又は名称及び行使することのできる議決権の数」を記載する必要があるとしている。そのため、上場会社が議決権行使書面の記載事項について電子提供措置による提供を行う場合には、上記「株主の氏名」等を含め、議決権行使書面の記載事項を、全ての株主について個別にウェブサイトに掲載しなければならないこととなるとされる¹。その結果として会社は、第三者により各株主の情報が閲覧されることを防止するため、各株主に対し固有のIDやパスワードを交付する²などして、各株主が自己の議決権行使書面の記載事項のみを閲覧できるシステムを構築する必要がある。しかし、こうした対応を取る場合には、事務処理上の負担のほか、サイバーセキュリティ上のコストが生じると思料される。従い、上場会社としては、議決権行使書面の記載事項については電子提供措置を取らず、議決権行使書面を株主に交付することにメリットがあると考えられる。

また、議決権行使書面の記載事項について電子提供措置を取った場合には、株主自らが会社のウェブサイトにアクセスし、議決権行使書面をダウンロード・印刷する等した上で会社にこれを郵送し、議決権を行使することとなる。しかし、株主の中には、インターネットを利用し議決権行使書面をダウンロードすることが困難な者や、これを印刷することを手間と考える者も存在すると思われる。従い、議決権行使書面の記載事項について電子提供措置を取った際には、議決権行使比率の低下が生じる可能性がある。この点、上場企業の状況によっては、議決権行使比率が低下した場合、役員を選任（会社法341条）や特別決議を要する議案（会社法309条）等の定足数のある議案について、定足数の不足により決議が成立しなくなるおそれがある³。そのため、定足数の不足が懸念される企業においては、議決権行使書面を書面で交付することを検討することも考えられる。

以上により、上場会社としては、改正法325条の3第2項を利用し、電子提供措置によらずに株主に議決権行使書面を送付するメリットが大きいとも考えられる。

(3) 書面による株主への資料提供

電子提供措置の導入後に、議決権行使書面を電子提供措置により株主に提供

する場合には(改正法 325 の 3 第 2 項)、株主の手元に届く資料は招集通知および議決権行使書面のみとなると考えられるため、株主は手元に届く書面のみでは議案の内容を把握することができない。そして、株主がインターネットを利用できない場合であって、会社等に対する書面交付請求も行わない場合には、当該株主の議決権行使書面が返送されない可能性が高まる。

改正法においては、電子提供措置を導入した場合に、会社が株主に対し任意で資料を交付することを妨げる規定はない。したがって、会社としては株主に対し、任意で書面により資料を提供することも考えられる。特に、決議の際に定足数不足が見込まれる上場会社においては、議案を要約した説明文を同封するなど、議決権行使を促進する措置を採ることが望ましいとされる⁴。一方で、説明文の同封を行った場合には印刷・郵送のコストが発生するところ、こうした措置は、株主総会資料の印刷・郵送を不要にした電子提供制度のメリットを減殺することとなる。よって企業としては、定足数の不足が生じるリスクと説明文の同封等により生じるコストを考慮した上で、説明文の同封等の手段の要否につき検討する必要があると思われる。

3 議案要領通知請求権の制限について

(1) 改正の意義

会社法は、株主総会における株主提案権として、議題提案権（会社法 303 条 1 項）、議案提案権（304 条 1 項）、および議案要領通知請求権（305 条 1 項）を定めている。このうち、議案要領通知請求権とは、株主が取締役に対し、株主総会の日の原則 8 週間前までに、当該株主が提出しようとする議案の要領を株主に通知することを請求することができるとするものである。議案要領通知請求権は、株主総会の会日前に、会社の費用により自己の議案を他の株主に把握してもらおうという意義を有する。

しかし、近年、一人の株主により膨大な数の議案が提案されたり、会社を困惑させる目的で議案が提案されるなど、株主提案権が濫用的に行使される事例が見られていた⁵。これにより、株主総会の審議時間が減少したり、議案の事前検討や招集通知の印刷のために会社が要するコストが増加するなどの弊害が生じていた。

これに対し改正法は、取締役会設置会社の株主が同一の株主総会において議案要領通知請求権に基づき提出できる議案の数を 10 に制限した（改正法 305 条 4 項）。本改正は、株主による議案要領通知請求権の濫用的な行使を防ぎ、株主総会の運営および株主総会に向けた準備を円滑にするものである。また、株主の側からすれば、提出する議案の数が 10 以下であれば議案の数が多数であることを理由として権利濫用とは評価されないという意味で、明確化が図られたと

言える⁶。さらに、本改正は、会社に対し議案要領通知請求を拒絶すべきか否かの予見可能性を与えるものとして評価できる。一方で、実務において一人の株主から 10 を超える数の議案が提出されることは例外的であり、議案の上限を 10 とする必要性は乏しいと考えられる。従い、議案要領通知請求権の意義に配慮する必要はあるものの、会社の事務処理上のコスト削減の観点から、提出できる議案数の上限を 10 未満とすることが望ましいとも考えられる。

(2) 10 を超える議案が提出された場合等の会社の対応

一方で、10 を超える議案が提出された場合に、会社がどのように対応すべきかが問題となる。また、改正法では、定款変更に関する議案の数え方についての規定（改正会社法 305 条 4 項 4 号）は明確に定められているとは言えない。そのため、株主から提出された議案の数が 10 を超えているか否かについて、会社が判断に窮する事態が生じるおそれがあるところ、こうした事態が生じた際の会社の対応も問題となる。

改正会社法には、提出された議案のうち 10 を超える部分を他の株主に任意に通知することを禁じる規定はない。また、議案要領通知請求権の行使に基づき 10 を超える議案が提出された場合であっても、取締役が 10 を超える部分の議案を他の株主に任意に通知することは妨げられず、これを通知しても株主総会決議の取消事由にはならないと解されている⁷。一方で、株主の議案要領通知請求を無視してなされた議案の決議は、株主総会決議取消し（831 条 1 項 1 号）の対象となるとされる⁸。

以上により、株主から 10 を超える議案が提出された場合には、会社として 10 を超える部分の議案について要領を通知する義務はないものの、株主平等原則（会社法 109 条）に配慮しつつ、10 を超える部分の議案の要領を通知することも可能であると考えられる。また、株主から提出された議案の数が 10 を超えているかどうか会社に判断が付かない場合には、会社は、株主総会決議の効力に疑義が生じることを避けるため、10 を超えている可能性のある部分の議案について、株主平等原則に配慮しつつ他の株主に通知することも考えられる。

以上

¹ 平成 30 年 2 月法務省民事局参事官室『会社法制(企業統治等関係)の見直しに関する中間試案の補足説明』4 頁

² 岩崎友彦＝西村修一＝濱口耕輔編著(2020)『令和元年 改正会社法ポイント解説 Q&A』日本経済新聞出版 42 頁

³西岡祐介＝高谷裕介編著(2020)『Q&A 令和元年改正会社法』柳田幸三監修 一般社団法人
金融財政事情研究会 45 頁

⁴上記『Q&A 令和元年改正会社法』46 頁

⁵上記『会社法制(企業統治等関係)の見直しに関する中間試案の補足説明』15 頁

⁶上記『Q&A 令和元年改正会社法』84 頁

⁷法務省法制審議会会社法制(企業統治等関係)部会第 16 回会議議事録 18-19、 22 頁

⁸江頭憲治郎(2017)『株式会社法 第 7 版』有斐閣 334 頁